

議案第 24 号

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正について

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部を改正する条例

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和 58 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び第 3 項」を削り、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第 2 号中「もっぱら」を「専ら」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第 4 条第 4 号中「概ね」を「おおむね」に改め、同号イ中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改め、同号ウ中「第 17 条」を「第 12 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

旅館業法の改正に伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。